

Q 29 地方分権の時代と言われますが，教育行政の分野では，今と比べて何がどのように変わるのでしょうか？

A 各都道府県・市町村が，今まで以上に自分から進んで，また責任を持って，それぞれの地域に根ざした特色ある学校づくりや地域の教育・生涯学習・スポーツ・文化などの振興を行うことができるようになります。

これまで我が国の教育は，国，都道府県，市町村や学校が相互に連携協力しながら一体となつて，学校教育の充実や教育条件の整備などに努力し，大きな成果をあげてきました。しかし，こうした国，地方公共団体，学校が一体となった教育行政が続くと，それぞれの教育課題についてだれが責任を持って判断し教育改革を進めていくべきかがあいまいになったり，国や都道府県教育委員会が市町村や学校に対し，細かく指導・助言したり指示・命令したりしがちになります。また，教育委員会や学校がどこまで自分の判断で新たな取組ができるのかが不明確となるため，地域や子どもたちの実態に応じた特色ある学校づくりが，どうしても進めにくくなりがちです。

このため，時代の変化に対応し，教育改革と地方分権を一層進めていくには，まず，国，都道府県，市町村の役割分担を見直して，だれがその責任と判断で何を行うことができるかを明確にした上で，国，地方公共団体，学校との新たな連携協力体制を築くことが重要です。

このように，地方公共団体や学校が，自分の判断と責任で各地域や各学校の特色を生かした教育を積極的に行うことができるよう，平成11年7月，学校教育，生涯学習，スポーツ，文化に関する21本の法律を改正しました（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成12年4月1日施行））。

このうち主な改正点は次のとおりです。

教育長の任命承認制度の廃止

各都道府県・市町村の学校教育や生涯学習，スポーツ，文化等の教育行政に関する基本方針や重要施策については，5人から成る教育委員の話合いによって決められています。この教育委員会には，教育委員会の決定を助けるとともに，教育委員会の指揮監督を受けながら，その決定を実行していくため，教育委員会事務局を監督する教育長がいます。これまでは都道府県の教育長にだれを任命するかについては文部大臣の承認が，また，市町村の教育長の任命については都道府県教育委員会の承認があらかじめ必要とされてきました（任命承認制度）が，これからは各都道府県・市町村が自分の責任で適任者を選べるよう，この制度を廃止しました。しかし，教育長は重要な役割を担っていますので，今後は，教育長は，教育委員のうちから選ばれることとしました。このような新たな仕組みがとられたのは，教育委員は，選任される時，住民の代表からなる議会からあらかじめ同意を得なければならないので，教育長を選ぶ手続がより慎重なものとなり，教育長に適任者を確保しやすくなるためです。

都道府県，指定都市の教育委員の数の弾力化

現在，教育委員の数は5人とされていますが，今回の法律改正で，条例の定めにより，6人に増やすことができるようになりました。

これにより，地域の住民の様々な意向を教育行政により反映しやすくなり，より幅広い分野から教育委員を選ぶことができます。

指導行政の改善

国は都道府県や市町村に対し，また，都道府県教育委員会は市町村に対して，教育行政についての指導，助言，援助を行っていますが，この指導等により，各地方公共団体の判断が制約され過ぎることがないように，法律の規定を改めたり，国や都道府県から出している通知等を見直すこととしました。

市町村立高等学校の通学区域

これまでは，市町村立高等学校の通学区域は，都道府県教育委員会が定めていましたが，今後は，その学校を設置した市町村教育委員会が都道府県教育委員会と協議をした上で，自分で定めることができるようになりました（平成13年4月の入学生から実施）。